

## 1 はじめに

- 兵庫県では、平成18年施行の「地域安全まちづくり条例」に基づき、相談体制の整備や経済的支援など、犯罪被害者支援を進めてきた。
- 令和5年4月には、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻す権利を明記し、県や市町等の責務を示し「**犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例**」を施行。
- さらに令和6年3月、同条例の理念を具体化する「**兵庫県犯罪被害者等支援計画**」を策定し、地域全体で支える体制を整備した。
- 附則に基づき条例施行から3年目の令和7年度には、有識者委員会で条例施行後初となる検証を行い、その成果と課題を整理するとともに、課題を解決するための施策の充実を図った。

### ●検証の目的等

項目	内容
目的	条例の施行（R5.4）から3年目を迎えることから、附則の規定に基づき、各条項に関連する施策の施行状況を検証し、必要な措置を講じる
検証の視点	①県の取組実績、②国の第5次基本計画動向、③社会情勢の変化等を踏まえ検証を行った
検証スケジュール	第1回委員会（R7年7月）→ 第2回（R7年11月）→ 第3回（R8年3月）で最終案公表
今後の計画	R8年度に有識者会議を設置し、県支援計画を改定 (国の第5次犯罪被害者基本計画、性被害については国の第6次男女共同基本計画の該当部分も反映)

### ●条例の基本構造

章	条文	内容
総則	第1～8条	基本理念・定義・県・県民・事業者・民間団体の責務
推進体制	第9～12条	計画、支援体制の整備、財政措置、個人情報適正管理
基本施策	第13～27条	相談支援、損害賠償、心理回復、安全、住居、雇用、刑事手続、経済支援、教育、人材育成等
附則		県は、施行後3年ごとにこの条例の施行の状況について検討を加え必要な措置を講ずる

2 条例に基づく主な施策の施行状況、課題、対応方向

重点的な取組項目	条例	項目	主な施行状況	課題等	対応方向
①損害回復・経済的支援等への取組	第14条	損害賠償の請求に関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士による無料法律相談の実施 (R6:41件)</li> <li>・損害賠償請求制度の被害者等への情報提供の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援制度等が分かりにくく、警察や行政、弁護士等とのやり取りの繰り返し精神的に苦痛な場合がある</li> </ul>	<p>○支援制度を網羅的にまとめた、警察や行政とのやり取りを記入するための「犯罪被害者等支援ノート」の作成・配布により、精神的な苦痛を軽減する <u>【p.7(2)、P.9(2)】</u></p>
	第17条	居住の安定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時避難施設使用費用の支援</li> <li>・犯罪被害者、DV被害者の県営住宅への優先入居</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転居先の確保も重要だが、<b>まずは転居費の支援が望まれている</b></li> <li>・転居費への支援について市町によりばらつきがある</li> </ul>	<p>○居住支援法人の活用、情報提供を推進</p> <p>○<b>転居費への支援の充実</b></p> <p>・<b>見舞金制度を拡充し転居見舞金を創設</b> <u>【p.9(1)】</u></p> <p>・市町の転居費支援とも併給可能とすることとあわせて、転居費支援制度未導入市町(22市町)に導入を働き掛け支援の充実を図る</p>
	第18条	雇用の安定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひょうご・しごと情報広場の運営、パワハラ・不当解雇等に対する労働相談の紹介</li> <li>・就職に必要なスキル等の習得や在職者の技能向上等の職業訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等に対する理解促進や二次被害の防止</li> <li>・休暇を取得しやすい職場環境づくりに向けた取組が十分でない</li> <li>・民間企業に先立ち県職員向けの休暇制度の導入を検討できないか</li> </ul>	<p>○事業者への周知広報を充実</p> <p>・啓発チラシ作成・HP掲載</p> <p>・ひょうご仕事と生活の調和推進企業への広報(メルマガ配信等)</p> <p>○県職員向けの休暇制度は国家公務員における検討動向を踏まえて対応</p>
	第20条	経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等見舞金制度の創設 <u>【p.7(1)】</u></li> <li>・犯罪被害給付制度の運用</li> <li>・性被害に関する法律相談・カウンセリング費用等の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町が実施する経済的支援の制度や情報周知十分でない</li> <li>・見舞金制度について、県や市町間での支給要件のばらつきや、手続の煩雑さがある</li> <li>・被害者の損害賠償請求に対する履行促進及び損害賠償請求等の負担軽減に関して、国の検討動向を踏まえた対応を検討すべき</li> </ul>	<p>○市町職員会議・研修で各市町の制度の導入状況等について情報を共有。各市町への調査・意見交換を通じて制度の充実を図る</p> <p>○見舞金の申請については、遺族への見舞金の居住要件など県や市町間で支給要件の違いがあるため、申請方法の簡素化について市町との意見交換を行いながら検討</p> <p>○<b>転居費用への支援の充実【再掲】</b></p> <p>○支援ノートに制度を記載する等して周知を図る</p>

# 「犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例」 検証報告書

重点的な取組項目	条例	項目	主な施行状況	課題等	対応方向
①損害回復・経済的支援等への取組	第26条	児童・生徒に対する教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひょうごっ子悩み相談センターの運営（R6相談件数：73,642件）</li> <li>・タブレットを活用した授業配信や家庭での学習支援の推進</li> <li>・学校内の安心できる居場所（校内サポートルーム）の設置や不登校児童生徒支援員の配置による学習支援の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者やその家族の状況に応じて、<u>きめ細かな対応に向けた取組が必要であるが、県及び市町教委との連携が十分でない</u></li> <li>・その方策として、犯罪被害者等への理解促進や二次被害の防止について理解を促進するため、特に<u>教員をはじめとする学校関係者向けの研修が望まれる</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校現場の教員に対し、 <b>①犯罪被害者等支援の重要性</b> <b>②不登校支援施策の適切な活用</b> <b>③犯罪に対する対応等についての取組や研修会等を実施【p.9(3)】</b></li> <li>・犯罪被害を起因した不登校は一般の不登校とは異なる配慮の視点を盛り込む 【主な不登校支援策】</li> <li>・校内サポートルーム、不登校児童生徒支援員の配置（地域人材）</li> <li>・ハートフレンド人材バンク（大学生）の充実</li> <li>・不登校児童生徒支援員の小・中全校配置</li> <li>○トラウマインフォームドケアについて、国の第5次犯罪被害者基本計画案で学習する教材等の作成・周知が盛り込まれているため、活用を検討していく</li> </ul>
②精神的・身体的被害の回復・防止への取組	第15条	心身に受けた影響からの回復	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性犯罪・性暴力被害者等のためのワンストップ支援センターの設置（兵庫県下2か所）</li> <li>・被害者支援カウンセラー等によるカウンセリングの実施（R6：被害者支援カウンセラー109回、委嘱相談員85回）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性犯罪・性暴力被害が増加し、被害者の性別・年齢も多様化している中<u>ワンストップ支援センターへの支援、医療機関との連携が十分ではない</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幅広い診療科で構成された<u>医療連携協議会において性犯罪・性暴力被害者支援の情報共有や医療従事者向け研修を実施【p.8(5)】</u></li> <li>○病院拠点型支援センターの継続的な設置に向け、人材面・財政面の支援を実施</li> <li>○教育委員会との連携の強化</li> <li>○心理支援加算制度の周知</li> <li><b>○兵庫県性犯罪・性暴力被害者に関するLINE相談窓口の開設【P.10(4)】</b></li> </ul>
	第16条	安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時避難施設の使用に係る費用の支援</li> <li>・犯罪被害者等に関する情報の保護</li> <li>・性暴力・ストーカー・DV事案等への迅速かつ的確な対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加害者が出所する際の対応など、犯罪被害者等の心理的な不安に対する対応が十分でない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪被害者の心理的な不安を払拭し、犯罪被害者等の安全が確保できるよう引き続き効果的な対応を検討していく</li> </ul>

「犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例」 検証報告書

重点的な取組項目	条例	項目	主な施行状況	課題等	対応方向
②精神的・身体的被害の回復・防止への取組	第23条	保護、捜査等の過程における配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性犯罪被害者への警察等への同行支援（R6：153件）</li> <li>・性犯罪捜査を担当する部署への女性警察官の配置(性犯罪指定捜査員指定数：約1,200名)</li> <li>・医療機関への性犯罪証拠採取キットの配備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性犯罪証拠採取キットを配備している医療機関が限られている（3医療機関）</li> <li>・性犯罪を診療する医療従事者の、犯罪被害者支援への理解・連携が十分でない</li> </ul>	<p>○産科婦人科、小児科等幅広い診療科で構成された医療連携協議会において性犯罪・性暴力被害者支援の情報共有や医療従事者向け研修を実施するなど保護、捜査等の過程における配慮に努める</p> <p><u>【p.8(5)】</u></p>
③刑事手続の関与拡充への取組	第19条	刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援従事者向け手引「犯罪被害者等支援ハンドブック（兵庫県版）」の活用</li> <li>・犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度に関する情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在国で検討されている公判前整理手続への被害者参加をはじめ、刑事手続等における被害者参加の確保について、関係機関と連携した周知広報をすべきではないか</li> </ul>	<p>○犯罪被害者等支援ノートの作成・配布【再掲】し刑事手続きの進捗状況等に関する情報の提供等に努める</p>
④支援等のための体制整備への取組	第10条	支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援調整会議の設置【p.8(4)】（R6：2回）</li> <li>・専門職の配置による総合相談窓口の円滑な運営【p.7(2)】（配置状況：3名（R8.3現在））</li> <li>・犯罪被害者等支援連絡協議会による関係機関との連携（R6：81機関・団体・一般人等が参加）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の専門職の配置状況を踏まえて、総合相談窓口及び支援調整会議の運営方法の見直しが必要</li> <li>・専門職の役割の見直しが必要</li> </ul>	<p>○支援調整会議を円滑に開催するため運営方法について、見直しを実施【p.8(4)】</p> <p>○今年度から創設された国庫補助の状況や他府県の配置状況等を踏まえて今後の配置体制を検討</p> <p>○県の専門職について、市町や関係者との関係構築など、県が犯罪被害者等支援の取組を地域に浸透させる役割を明確化</p>

重点的な 取組項目	条 例	項 目	主 な 施 行 状 況	課 題 等	対 応 方 向
④支援等 のための 体制整備 への取組	第 13 条	相 談 ・ 情 報 の 提 供 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>兵庫県犯罪被害者等総合相談窓口の運営【p.7(2)】</b> (R6相談件数：81件)</li> <li>・ 県内市町の犯罪被害者等支援担当窓口の紹介</li> <li>・ (公社)ひょうご被害者支援センターと連携した相談支援・情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 兵庫県犯罪被害者等総合相談窓口の広報が足りていないのではないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警察、市町、関係機関等と連携して、HP、SNS等を活用した広報啓発を行い相談窓口の普及に努める</li> </ul>
	第 25 条	民 間 支 援 団 体 に 対 す る 援 助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間支援団体の活動への協力及び関係機関への呼びかけ、積極的な広報</li> <li>・ 民間支援団体への財政支援 (R6:社会貢献型自動販売機設置台数：216台、ふるさと納税：4,052千円 等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひょうご被害者支援センターやその他民間支援団体の財政面や人材面について、配慮ができないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支援団体等の資金確保のため、社会貢献型自動販売機やふるさと納税の普及促進を図る。</li> </ul>
	第 27 条	人 材 の 育 成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町職員等に対する研修 (R6: 4回実施)</li> <li>・ 庁内関係部局の職員の意識向上 (R7特別研修を実施)</li> <li>・ 子どもを性犯罪・性暴力から守る「よりそい授業」の開催 (R6: 9回開催、531名参加)</li> <li>・ 性犯罪・性暴力被害に係る医療対応研修の開催 (R6: 1回開催)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県・市町職員は犯罪被害者支援担当になっても数年で人事異動し、体制としてノウハウが蓄積しない</li> <li>・ 職能団体をはじめ、犯罪被害者等支援に関わる可能性のある機関が、犯罪被害者支援の知識が不足しているのではないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○研修等の充実を図りつつ対応</li> <li>○市町担当者や学校現場の教員に対し犯罪に対する対応等についての研修会を実施することで、人材を育成する</li> <li>○トラウマインフォームドケアについて、国の第5次犯罪被害者基本計画案で盛り込まれているため、行政職員への周知を図る</li> </ul>

「犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例」 検証報告書

重点的な 取組項目	条例	項目	主な施行状況	課題等	対応方向
⑤県民の 理解の増 進と配 慮・協力 確保への 取組	第 12 条	個人情報 の適切な 取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害者等の発表時の配慮</li> <li>・ 個人情報の適切な管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援機関の拡充を踏まえて、より適切な個人情報管理のため、情報共有する範囲や被害者の同意を得るプロセスを明確化すべきでは</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人情報保護法を踏まえ、個人情報の適切な取り扱いに引き続き留意する</li> </ul>
	第 24 条	県民及び 事業者の 理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間支援団体等と連携した普及啓発</li> <li>・ 「命の大切さを学ぶ授業」の開催</li> <li>・ 「犯罪被害者週間」における広報啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>SNS等における犯罪被害者等への誹謗中傷が二次被害の原因となっている</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>「インターネット上の誹謗中傷差別等による人権侵害の防止に関する条例(R8.1.1施行)」による施策の実施と一体となって県民及び事業者の理解促進に努める</u></li> </ul>
	第 26 条	児童・生 徒に対す る教育	(再 掲)		

### 3 条例施行後の主な取組

#### (1) 犯罪被害者等見舞金制度（遺族・重傷病）の運用（条例第20条）

犯罪被害に伴う予期せぬ経済的負担を軽減するため、遺族見舞金、重傷病見舞金を支給（R6.4.1～）

##### (1) 対象となる犯罪被害

日本国内（又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内）において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為による死亡又は重傷病

##### (2) 支給金額

遺族見舞金（県内在住の第1順位の遺族に支給）  
：30万円  
重傷病見舞金（全治1か月以上の負傷又は疾病）  
：10万円

##### (3) 支給実績

＜令和6年度＞ 件数：20件  
（遺族見舞金3件、重傷病見舞金17件）合計260万円  
＜令和7年度＞ 件数：32件  
（遺族見舞金4件、重傷病見舞金28件）合計400万円  
（令和8年2月末現在）

#### (2) 兵庫県版犯罪被害者支援ノートを作成（条例第14条、第19条）

犯罪被害者やその遺族が、被害状況や、警察・検察・裁判所・各種行政窓口・支援団体との様々な相談経過や手続を記録するノートを作成

○記憶の整理や、繰り返しの説明による精神的・心理的負担を軽減

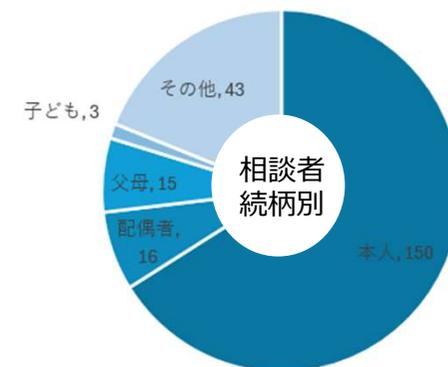
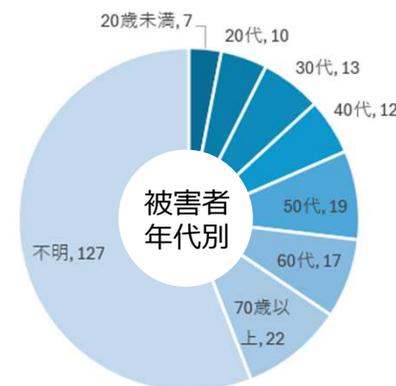
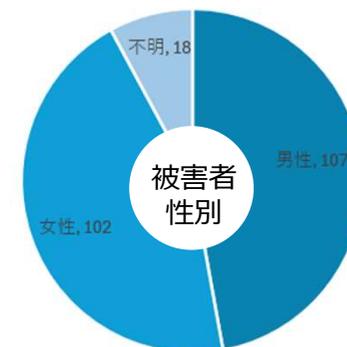
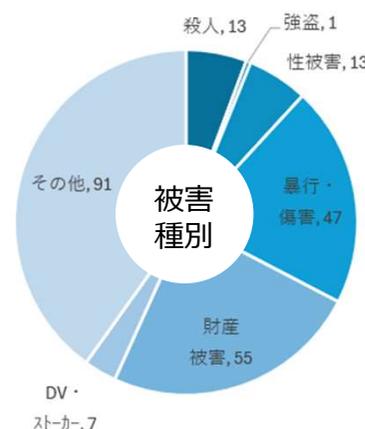
○犯罪被害者等の各種支援制度や相談窓口を記載

#### (3) 兵庫県犯罪被害者総合相談窓口の運営（条例第10条）

犯罪被害に関する相談のワンストップ窓口として、不安や悩みを抱える犯罪被害者等に対応するため設置。（公社）ひょうご被害者支援センターに運営を委託（R5.10.2～）

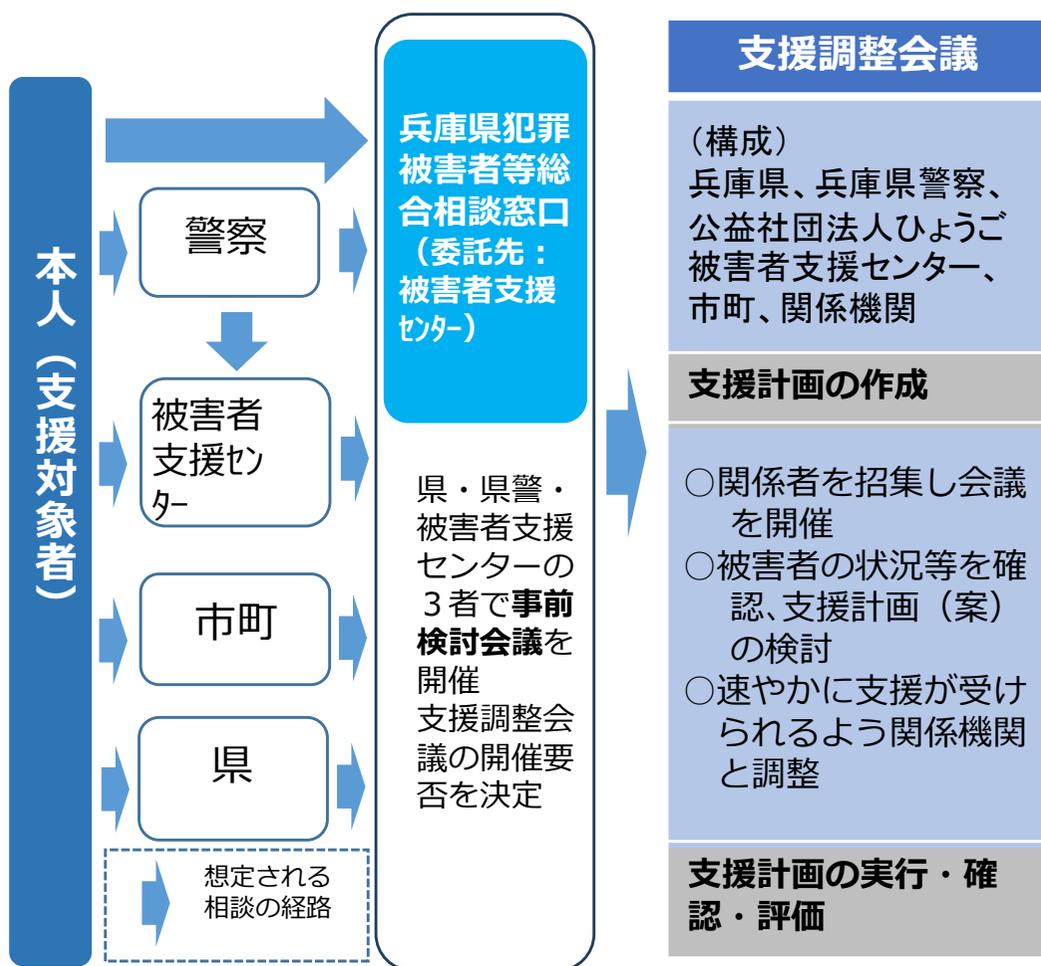
相談実績：227件

＜令和5年度＞68件、＜令和6年度＞81件、＜令和7年度＞78件  
（令和8年2月末現在）



(4) 兵庫県被害者等支援調整会議の設置 (条例第10条)

複数機関による支援が必要な事案に対し、総合相談窓口を経由して兵庫県、兵庫県警察、(公社)ひょうご被害者支援センター、福祉や関係市町等による支援調整会議を設置し、適切な支援に向けて調整



(5) 性犯罪被害支援に係る医療機関との連携 (条例第15条)

性犯罪被害者への適切な医療提供と証拠採取等の実施や子どもや男性等の被害者に対応できるよう医療機関と連携を強化

<b>名称</b>	兵庫県性暴力被害者支援・医療連携協議会	
<b>構成員</b>	県、県警、性暴力被害者支援センター・ひょうご、ひょうご被害者支援センター 兵庫県医師会及び各診療科団体等(小児科、産科婦人科、精神科、泌尿器科、救急科)	
<b>協議事項</b>	性暴力被害に関する情報共有、対応医療機関拡大に向けた対策の検討、医療関係者向け研修会の企画・実施等	
<b>実績</b>	R7.3	県計画の概要説明、医療支援の現状と課題
	R7.10	対応医療機関の拡大対策、研修実施計画
	R8.3	医療機関へのアンケート調査結果の報告

●令和7年度の実績

区分	内容	時期
全体研修	<b>研修テーマ: 男児・男性への性暴力被害対応</b>	R7.9.
地域別研修	・性犯罪被害の現状・被害者等支援の必要性 ・医療従事者に求められる役割 ・具体的事例に基づくケーススタディ	R7.12
アンケート	・性犯罪被害の診療実態について調査、課題の抽出を行った	R7.12

## 4 令和8年度以降の主な取組

### (1) 犯罪被害者見舞金制度の拡充【転居見舞金の創設】 (条例第17条、第20条)

犯罪被害により余儀なくされた転居に対する見舞金を支給  
(R8.4.1～)

①対象となる犯罪被害

日本国内（又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内）において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為による死亡又は重傷病及び性犯罪（刑法に規定する身体に対する性犯罪に限る）

②支給金額

犯罪被害者1人につき10万円を、1犯罪被害につき1回支給

③支給対象者

- ア 犯罪発生時に県内に住所を有していた被害者
- イ 犯罪発生時に県内に住所を有しており、被害者と同居していた第1順位遺族

④その他

遺族見舞金、重傷病見舞金との併給を可とし、同見舞金と重複する申請添付書類は省略可とする

### (2) 兵庫県版犯罪被害者支援ノート「みちしるべ」の運用 (条例第14条、第19条)

令和7年度に作成した兵庫県版被害者支援ノート「みちしるべ」を、必要とする犯罪被害者やその遺族に配布し、支援体制を充実

### (3) 教職員に対する犯罪被害者支援の研修の実施 (条例第26条、第27条)

教育委員会との連携による教職員への犯罪被害者支援の研修を実施

区分	内容	対象	開催場所	時期
特別支援学校 中堅職員向け 研修	「犯罪被害者の支援」 ・犯罪被害者遺族の講話 ・グループワーク等	中堅教職員	県立総合教育センター	R8.6

#### (4) 兵庫県性犯罪・性暴力被害者に関するLINE相談窓口の開設（条例第15条）

性犯罪・性暴力の相談の窓口について、現行の電話、メールに加えて**LINEを新設**（R8.4.1～）

##### ①目的

被害を申告しづらい、性犯罪・性暴力被害相談にLINEを活用することで、潜在化防止を図る。

##### ②委託先

NPO法人性暴力被害者支援センター・ひょうご

二次元コード



##### ③相談体制等

区 分	内 容
運用開始	令和8年4月1日～
受付方法	LINE（県立尼崎総合医療センター内で専用PCを使用し対応）
運用日時	月4日（不定期・年末年始を除く） 16:00～20:00の4時間 開設日については、毎月県HP、性暴ひょうごのHP、Instagramで掲載
支援内容	LINEで相談を受理し、必要に応じて面接相談等に移行
連携機関	被害申告の意思がある場合：県警（#8103）、性虐待事案の場合：児童相談所
周知方法	県での記者発表、県HP、NPO法人性暴力被害者支援センターひょうごHP・リーフレット

#### (5) 「兵庫県犯罪被害者等支援計画」の改定

令和6年に策定した「兵庫県犯罪被害者等支援計画」が施行3年を経過することから、有識者会議を設置して意見聴取を行い、改定（第2次計画を策定）

#### 「犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例」 検証委員

氏 名	職 名
正木 靖子	弁護士
寺田 真治	一般社団法人犯罪被害者の会・つなぐ会代表理事
土師 守	新全国犯罪被害者の会（新あすの会）幹事
大岡 由佳	武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授
谷本 紋	兵庫県警察本部警務部警務課被害者支援室長
河瀬 真	公益社団法人ひょうご被害者支援センター理事
遠藤えりな	公益社団法人ひょうご被害者支援センター事務局長